

富山市高齢者福祉電話の申請について

富山市役所 長寿福祉課

電話 443-2062

(設置対象者)

住民基本台帳法により本市の住民票に記録されている方で、次の設置要件をすべて満たす方です。

- (1) 65歳以上の在宅ひとり暮らし高齢者又は世帯のすべてが65歳以上である高齢者世帯
- (2) 近隣に親族が居住していないこと
- (3) 市町村民税非課税世帯
- (4) 固定電話及び携帯電話を設置・所有していない世帯

(設置の申請等)

福祉電話の設置を希望する方は、富山市高齢者福祉電話設置申請書(様式第1号)を記入のうえ長寿福祉課へ提出してください。その際、担当民生委員又は地域包括支援センターの意見を記入・押印してもらってください。

提出後、2週間程度で設置の可否を郵便にてお知らせいたします。

なお、お貸しする電話は、ダイヤル式の黒電話です。

(費用負担)

通話料は、全て利用者の負担となります。NTTから直接請求書が来ますので、期日までに必ずお支払い下さい。期日までにお支払いが無い場合は、福祉電話の利用ができなくなります。(設置に係る費用・毎月の基本料金は長寿福祉課で負担します。)

(その他)

福祉電話設置者の方で希望する方(旧富山市内の在住の方に限ります)に、老人福祉センター・憩いの家の電話相談員による電話訪問(毎週火・金曜日)を実施していますので、福祉電話の申請時に希望の有無をお知らせください。